### 日本足の外科学会 足関節・後足部判定基準 (JSSF ankle/hindfoot scale)

### 疼痛 (40点) 1 / 40 自発痛·運動時痛 日常生活時 スポーツ・重労働時 (参考:疼痛対策の有無) 中等度 ……… 常に運動時痛あり …… 全ての動作時にあり ……… かなりあり ……… (時々必要)……… 20 機能 (50点) / 50 活動の制限 すべての活動に支障なし..... 日常生活には支障はないが、レクリエーション程度の活動に支障あり ------連続最大歩行可能距離 2 600m以上 ..... 路面の状況 どの路面でも問題なし ...... 凸凹道, 階段, 斜面でやや困難 ------3 凸凹道,階段,斜面はかなり困難,またはできない ...... 步容異常 矢状面可動域 (他動的背屈+底屈の総計) 3 正常,あるいは軽度の制限 (30°以上) 8 (15°以上30°未満) 中等度の制限 (15°未満) ------ 0 著明な制限 後足部可動域(他動的内がえし+外がえしの総計) 4 正常,あるいは軽度の制限(健側の75%以上) 6 中等度の制限 (健側の25%以上75%未満) ------3 著明な制限 足関節と後足部の安定性(前方引き出しあるいは内外反ストレスによる不安定性の有無) 5 アライメント (10点) / 10 良 蹠行性足,軽度~中等度の変形 ------5 計 **/100**

#### 脚注 1 あてはまる項目のうち最も低い点数で選ぶ

- 2 連続して休まずに歩行できる最大限の距離
- 3 基本軸を腓骨,移動軸を足底面とし,膝関節屈曲位で計測する
- 4 基本軸を下腿への垂直線,移動軸を足底面とし,膝関節屈曲位で計測する
- 5 前方引き出しあるいは内外反ストレスでのエンドポイントで,抵抗感がある場合は「安定」,ない場合を「不安定」,とする
- 6 「蹠行性足」とは、歩行時に足底接地が可能な足のことをいう
- 7 徒手的に矯正が可能な場合は「可」、不可能な場合は「不可」、とする

# 日本足の外科学会 中足部判定基準 (JSSF midfoot scale)

<b>疼痛</b> (40	点) 1				/ 40
	自発痛·運動時痛	日常生活時	スポーツ・重労働時	(参考:疼痛対策の	有無)
	全〈なし				
	········ 時々運動時痛あり·······				
	常に運動時痛あり				
高度	常に自発痛あり	かろうじて歩行できる・	(痛みで)できない	(常に必要)…	0
<b>能</b> (45	点)			Γ	/ 45
活動の制修	很			_	
	の活動に支障なし				
	活には支障はないが、レ				
	活, レクリエーションに支				
日常生	活, レクリエーションに著	明な支障あり			0
¥化 <sup>2</sup>					
	)市販靴が履ける				5
	りとした靴や足底挿板を必				
	となるとなる。という				
					· ·
	步行可能距離 <sup>3</sup>				4.0
	从上				
-	以上600m未満				
	以上400m未満				
100m∄	下酒				0
路面の状況	兄				
どの路	面でも問題なし				10
凸凹道	i, 階段 , 斜面でやや困難				5
凸凹道	1,階段,斜面はかなり困難	維,またはできない			0
步容異常					
	またはあってもわずか				10
	かな異常はあるが歩行はす				
	:異常があり,歩行が困難				
-H-11-0					O
フライメント	(15占)			Γ	/ 15
フィハント	(13 <del>M</del> )			L	7 13
良 趴	熫行性足 ⁴,変形なし ⋯				15
	應行性足,軽度~中等度				
	非蹠行性足,高度の変形				
'					Ü
				計	/ 100
				H'	, 100

#### 脚注 1 あてはまる項目のうち<u>最も低い</u>点数で選ぶ

- 2 どの靴も問題なく履ける場合は「通常の市販靴が履ける」,市販の靴でも可能だが<u>選択が限られ</u>足底挿板等を用いる場合は「ゆったりとした靴や足底挿板を必要とする」,<u>市販の靴は不可能</u>で採型した靴しか履けないあるいは装具を必要とする場合は「整形靴や装具を必要とする」,とする
- 3 連続して休まずに歩行できる最大限の距離
- 4 「蹠行性足」とは,歩行時に足底接地が可能な足のことをいう
- 5 徒手的に矯正が可能な場合は「可」,不可能な場合は「不可」,とする

# 日本足の外科学会 母趾判定基準

(JSSF hallux metatarsophalangeal-interphalangeal scale, JSSF hallux scale)

<b>疼痛</b> (40)	点) <sup>1</sup>				/ 40
	自発痛·運動時痛	日常生活時	スポーツ・重労働時	(参考:疼痛対策の有無	Ę)
軽度 中等度	全(なし	····· 全ての動作時にあり ··	あり かなりあり	····································	···· 30 ···· 20
幾能 (45)	点)				/ 45
活動の制限					
	の活動に支障なし				10
	活には支障はないが,レ活,レ5,100円である。				
	活,レクリエーションに著				
靴 <sup>2</sup>					
	市販靴が履ける				10
	りとした靴や足底挿板を必				
整形靴	だや装具を必要とする				0
	可動域( <u>他動的</u> 伸展 + 屈				
	あるいは軽度の制限 (75				
著明な	•	木凋)			0
	カ域( <u>他動的</u> 屈曲) ⁴				_
	し 制限 (10°以下)				5 0
					U
	定性(各方向を含む) 				5
	5				0
胼胝,鶏眼					
	。。 あるいは鶏眼はないか, a	5っても無症状			5
	胼胝,あるいは鶏眼あり				
マライメント	(15点)				/ 15
良 変	笠形なし				15
	Zルなり 怪度~中等度の変形 ·······				8
	高度の変形				0
				計	/ 100
				#1	100

脚注 1 あてはまる項目のうち最も低い点数で選ぶ

- 2 どの靴も問題な〈履ける場合は「通常の市販靴が履ける」, 市販の靴でも可能だが<u>選択が限られ</u>足底挿板等を用いる場合は「ゆったりとした靴や足底挿板を必要とする」, <u>市販の靴は不可能</u>で採型した靴しか履けないあるいは装具を必要とする場合は「整形靴や装具を必要とする」, とする
- 3 基本軸を第1中足骨,移動軸を第1基節骨とする
- 4 基本軸を第1基節骨,移動軸を第1末節骨とする
- 5 易脱臼性を含める
- 6 有痛性か否かで判定する. 母趾のみではなく, 足底すべての胼胝, 鶏眼を対象とする
- 7 徒手的に矯正が可能な場合は「可」,不可能な場合は「不可」,とする

## 日本足の外科学会 2~5趾判定基準

(JSSF lesser metatarsophalangeal-interphalangeal scale, JSSF lesser scale)

疼痛 (40点	$ar{ar{A}}$ ) $^{-1}$				/ 40
	自発痛·運動時痛	日常生活時	スポーツ・重労働時	(参考:疼痛対策の	有無)
軽度	全〈なし 時々運動時痛あり 常に運動時痛あり 常に自発痛あり	····· 全ての動作時にあり ··	あり かなりあり	····································	30 20
機 能 (45点	į)				/ 45
日常生活 日常生活	が活動に支障なし 舌には支障はないが, レ 舌,レクリエーションに支 舌,レクリエーションに著	クリエーション程度の活 障あり	動に支障あり		4
ゆったりと	5販靴が履ける とした靴や足底挿板を必 □装具を必要とする	が要とする			
		。以上) 。未満)			5
	域( <u>他動的</u> 屈曲) <sup>4</sup> , <sup>]</sup>  限 (10°以下)				5 0
安定	性(各方向を含む)  5				
	。 るいは鶏眼はないか , a 垪胝 , あるいは鶏眼あり				
アライメント(	(15点)				/ 15
可 7 軽加	形なし 度~中等度の変形 度の変形				
				計 <u> </u>	/ 100

脚注 1 あてはまる項目のうち最も低い点数で選ぶ

- 2 どの靴も問題な〈履ける場合は「通常の市販靴が履ける」, 市販の靴でも可能だが<u>選択が限られ</u>足底挿板等を用いる場合は「ゆったりとした靴や足底挿板を必要とする」, <u>市販の靴は不可能</u>で採型した靴しか履けないあるいは装具を必要とする場合は「整形靴や装具を必要とする」, とする
- 3 基本軸を第2~5中足骨,移動軸を第2~5基節骨とする
- 4 基本軸を第2~5基節骨,移動軸を第2~5中節骨とする
- 5 易脱臼性を含める
- 6 有痛性か否かで判定する. 足底すべての胼胝, 鶏眼を対象とする
- 7 徒手的に矯正が可能な場合は「可」,不可能な場合は「不可」,とする

## 日本足の外科学会 RA足部・足関節判定基準 (JSSF RA foot ankle scale)

疼痛 (30点) 1				/ 30
疼痛なし,あるいは軽度 … 歩行時の持続的な痛み … 疼痛のため歩行できない … 常に強い疼痛がある				10
変 形 (25点)	前	足部 2		/ 25
	母趾	2~5趾	中足部	後足部 3
変形なし	····· 5 ·····	····· 5 ·····	····· 5 ·····	10
わずかな変形	3	3	3	5
明らかな変形	····· 1 ·····	····· 1 ·····	····· 1 ·····	3
著しい変形	0	0	0	0
可動域 (15点)				/ 15
	前足	B部(MTP/IP関節) 4	後足	部 5
正常				
正常の可動域の1/2以上			(30 ~ 5	9°) 5
正常の可動域の1/2未満	(30 ° :	未満 / 5 ° 未満) 0	(30° ₹	<b>⊧満</b> ) 0
<b>歩行能力</b> (20点)				/ 20
全〈支障なし				20
屋外歩行は可能であるが、	家の周囲の散え	b程度		10
屋内歩行は可能であるが、				
步行不能				0
<b>日常生活動作</b> <sup>6</sup> (10点)	容易	凩難	<u> </u>	能 /10
	H .23		·	n e e e e e e e e e e e e e e e e e e e
正座			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0
エ <i>ニ</i> つま先立ち				0
通常の靴がはける				0
和式トイレ	2	1	(	0
			į	计 /100

#### 脚注 1 歩行開始時から持続的な疼痛はあるが歩行を続けられる場合を「歩行時の持続的な痛み」,運動時痛が高度で歩行できない が安静時痛はない場合を「疼痛のため歩行できない」,常に強い安静時痛がある場合を「常に強い疼痛がある」,とする

- 2 MTP関節のわずかな突出またはIP関節が<u>徒手的に矯正可能</u>な場合を「わずかな変形」,MTP関節の著明な突出またはIP関節が<u>徒手的に矯正不能</u>な場合を「明らかな変形」,母趾が第2趾と重なるかまたはIP関節の胼胝や潰瘍を伴い<u>徒手的に矯正不能</u>な場合を「著しい変形」,とする
- 3 生理的な踵外反のみを「変形なし」、生理的踵外反が消失あるいはわずかに増強した場合を「わずかな変形」、足底全面が接地しているが明らかな踵内・外反を呈する場合を「明らかな変形」、足底の内側あるいは外側が床につかない場合を「著しい変形」、とする
- 4 母趾, $2\sim5$ 趾の中で<u>最も制限されている趾</u>で評価する.MTP関節可動域は<u>他動的</u>伸展+屈曲の総計,IP関節可動域は 他動的屈曲のみ,とする
- 5 底背屈, 内·外がえしで<u>最も制限されている運動</u>で評価する. 矢状面可動域は<u>他動的</u>背屈 + 底屈の総計, 後足部可動域は 他動的</u>内がえし + 外がえしの総計, とする
- 6 日常生活動作の判定基準

	容易	困難	不能
階段昇降	両足を交互に昇降できる	一歩ずつそろえてなら可能	自力では不可能
正座	足背すべてを接地させることが可能	足背が浮く	正座肢位をとれない
つま先立ち	片脚で容易につま先立ちを5秒以上 可能	片脚でのつま先立ちはできないが, 両側同時ならば5秒以上可能	両足でも全くつま先立ちが できない
通常の靴がはける	スタイリッシュな靴が履ける	靴が変形する	市販の靴は履けず,整形 靴のみの場合
和式トイレ	膝を完全屈曲し,踵が浮かない場合	膝を完全屈曲ししゃがみ込めるが, 踵が浮く場合	全〈しゃがみ込む姿勢が とれない場合